

(非公募)

山口市徳地診療所及び山口市串診療所指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 山口市徳地診療所
山口市串診療所

2 指定の期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名
公益社団法人 地域医療振興協会
理事長 吉新 通康
東京都千代田区平河町二丁目6番3号

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

当該協会は、全国のへき地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学知識の啓蒙と普及を行うとともに、地域保健医療の確保と質の向上等、住民福祉の増進を図り、もって、地域の振興に寄与することを目的として設立されている。

これらの目的を達成するため、医学生に対するへき地医療研修活動の指導のほか、へき地等に勤務する医師の確保等、へき地等の医療を支援する病院等の開設及び運営管理の受託等に係る事業を行っている。

5 非公募施設とした理由

当該施設は、地域医療の充実及び住民の健康の保持増進のため、持続可能なへき地医療体制を確保し、地域住民に良質な医療サービスを提供することを目的としており、へき地のプライマリ・ケアを担う医療機関としての性質上、受診者との信頼関係の構築が必要不可欠であり、これを前提とした安全かつ長期的な運営を維持することが求められている。

公益社団法人地域医療振興協会は、地域保健医療の確保と質の向上等を設立目的とした公益社団法人で、全国で数多くの病院・診療所等の施設運営事業を行う等、診療所の運営に関するノウハウや実績を有しており、令和4年11月の徳地診療所の供用開始以降、想定していた受診者数を上回る良好な実績で診療所運営を行うなど、地域唯一の常勤医師が常駐する診療所として受診者との信頼関係が構築されている。また、診療所内での診察に加え、訪問診療や無医地区での巡回診療等を実施することを通じて、地域の医療環境にも熟知していることから、当該団体が管理運営を行うことが、当該施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定 令和6年9月20日（金）
指定申請提出期間 令和6年9月26日（木）～令和6年10月25日（金）
選定委員会による審査 令和6年10月30日（水）

7 審査の方法

(1) 選定委員会委員

鈴木 徹行 健康福祉部長（委員長）
堀 由紀江 健康福祉部次長

周山 哲也 地域福祉課長
 中川 善則 高齢福祉課長
 河口 貴則 障がい福祉課長
 守田 潤子 健康増進課長

(2) 提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認した。

(3) 特定団体ヒアリング

特定団体に対するヒアリングについては、指定申請書提出後随時行った。

(4) 審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において[別紙1]に掲げる審査基準により評価を行い、各委員の合計得点が合計評価点の6割以上(基準点)であることを確認し、候補者として選定した。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見とした。

8 審査の詳細

審査基準	評価点	委員数	評価点 合計	公益社団法人 地域医療振興協会
管理運営能力	30	6	180	150
管理運営の考え方の理解	20		120	87
診療所の効果的な管理の実現等	40		240	182
収支計画等	10		60	48
合計	100		600	467
基準点(評価点合計×0.6)				360

9 審査意見

山口市徳地診療所及び山口市串診療所は、初期救急医療をはじめ、在宅患者の急変時の対応等、へき地である徳地地域における地域医療の充実及び住民の健康の保持増進のため、大きな役割を担っている。

公益社団法人地域医療振興協会は、これまでの診療実績、他自治体における診療所事業の経営実績、安定的な運営に資する知見と経営能力及び指定管理業務を行っていくために十分な人的基盤を有するとともに、提案にあった、地域住民が安心して暮らす上で必要とされる医療の安定的な提供をはじめ、地域の保健・医療・福祉との連携、訪問診療や巡回診療等の超高齢社会における新たな医療ニーズへの対応、オンライン診療や巡回診療車など最先端の医療 Maas の積極的な活用など、徳地地域全体の医療提供体制を総括する拠点型診療所として、良質な医療の長期安定的な提供が期待できる。

また、自主事業として交通弱者に対する通院便宜を図るための工夫(送りサービス)を提案されるなど、利用者の満足度向上につながる取組にも期待ができる。

以上、総合的に判断して、公益社団法人地域医療振興協会は、山口市徳地診療所及び山口市串診療所の特定団体として必要な条件を満たしており、適当であるものと認める。

別紙 1

審査基準

審査基準／審査項目	配点
1 管理運営能力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所事業における実績を有し、徳地診療所等を継続的、安定的に運営できる知見と経営能力があるか（15点） ・ 長期間安定的な診療所運営（指定管理業務）を行っていくために十分な人的基盤を有しているか、又は確保の実現性が高いか（15点） 	30点
2 管理運営の考え方の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所の設置目的や位置付け等への十分な理解の下、それらに適合した診療所運営の理念や基本方針を有しているか（5点） ・ 診療所の利用に関し、平等利用の考え方が明確となっているか（5点） ・ 利用に際しては、障がい者への配慮等、具体的な対応方法が明確となっているか（5点） ・ 個人情報保護のための適切な措置が取られているか、そのほかの法令順守について配慮されているか（5点） 	20点
3 診療所の効果的な管理の実現等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所の管理責任者及び管理体制が明確であり、職員の配置が適切であるか（10点） ・ 診療所の維持管理計画において、緊急時の迅速な対応等の危機管理体制が整備されており、診療所の安全で適切な管理体制が確立されているか（10点） ・ 利用者の満足度向上を図る取組が、提案されているか（10点） ・ 団体の経営に係る知識や経験を診療所の管理運営に活かす提案が、行われているか（10点） 	40点
4 収支計画等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者が、管理を安定して行う財政的基盤を有しているか（5点） ・ 収支計画の算出根拠は、明確で妥当なものか（5点） 	10点
合 計	100点